

仙台市海岸ライトアップ実施・管理運営及び誘客促進業務委託仕様書（案）

1 業務名

仙台市海岸ライトアップ実施・管理運営及び誘客促進業務

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

3 目的

本市では、令和 5 年度に、概ね仙台東部道路から東側、宮城野区の仙台塩釜港から若林区藤塚及び名取市閑上を含むエリアを「海浜エリア」と位置づけ、このエリアで活動する、多様な主体の活動をつなぎ、発展させることによって、この地域の魅力を相乗的に高め、広く発信していくことを目的とした「海浜エリア活性化ビジョン」を策定した。

現在、海浜エリアでは、様々な土地活用事業が進行し、新たな観光スポット等の施設整備が進んでおり、また令和 6 年 7 月には、14 年ぶりに海水浴場が試験的再開される等、施設やコンテンツの整備進捗に伴って、当該エリアへの来訪者が年々増加傾向にある。一方、秋季から冬季においては、他の時期に比べ来訪者数が低調であるため、新たなコンテンツの造成を行い、通年における誘客を促進する必要がある。

本業務は、新たなイベントを実施することで、秋季から冬季にかけての海辺の魅力発信や当該エリアの認知度向上を行うとともに、本事業において得られた来場者の属性や指向等のデータを分析し、閑散期対策に効果的な施策検討を行い、次年度以降の事業に活用することを目的としている。

4 事業の開催概要

(1) 開催場所 ①やまやシーサイドパーク（仙台市宮城野区中野ほか）

②深沼漁港海岸（仙台市若林区荒浜字中丁ほか）

（別紙「位置図」のとおり）

(2) 開催期間

① やまやシーサイドパーク

日程：令和 7 年 11 月～令和 8 年 1 月の週末 1 日間

時間帯：17:00～20:00（予定）

② 深沼漁港海岸

日程：令和 7 年 11 月～令和 8 年 1 月の連続する週末 2 日間

時間帯：17:00～20:00（予定）

※上記①②は別週で開催とし、②、①の順に開催すること。

※具体的な開催日時については、発注者と協議の上、決定する。

(3) 観覧料及び駐車料金

無料

(4) 目標来場者数及び目標滞在時間

・目標来場者数：1,000 人(3 日間計)

(①やまやシーサイドパーク 300 人、②深沼漁港海岸 700 人(2 日間計))

・目標滞在時間：30 分程度

(5) 実施内容

海岸において、海や波、砂浜等を有効に活用したライトアップイベントを実施する。
具体的な実施内容は、受託者の提案によるものとし、発注者と協議の上、決定する。
なお、実施範囲は別紙「計画図」を想定している。

(6) ターゲット

宮城県内在住の若年層～ファミリー層（概ね 10 歳代後半～40 歳代程度）

5 委託業務内容

(1) 事業計画等の作成

来場者が安心、安全、快適に利用できるよう、実施計画を作成すること。

計画の作成にあたっては、開催予定の時間帯にあわせ照明やプロジェクター等の実施テストを含めた現地調査を事前に行うこと。

① 運営マニュアルを作成すること。

② 発注者、受託者、関係機関の連絡先が記載された緊急連絡網を作成し、緊急時等の連絡体制を明確にすること。

(2) 整備・設営

① 整備・設営の範囲

会場の整備・設営、駐車場及び駐輪場の整備・設営、観覧エリアの整備・設営、駐車場及び駐輪場から会場及び観覧エリアまでの来場者動線の整備、資機材等の運搬・設営、会場サイン看板・告知看板・中止看板・誘導看板等の作成・設置、資機材等の安全対策・来場者の安全対策に係るもの、上記すべての撤去、現状復旧を範囲とする。

② 観覧エリアの整備

各会場に観覧エリアを設け、スタッフ及び資機材を配置の上、観覧エリアへの誘導を行い、来場者の安全管理に努めること。

③ 運営本部

運営本部を会場内に設置し、統括、緊急時対応、総合案内、救護所の機能を備えたものとする。

開催時間中は、運営本部に常時責任者を配置し、その他の従事者や関係機関・発注者と常時連絡が取れるようにすること。また災害等の緊急時は来場者に速やかに周知できる体制を備えること。

④ トイレ

既設トイレを考慮した不足分を補う仮設トイレを設置し、既設トイレも含め清潔な状態を保つこと。なお、仮設トイレは深沼漁港海岸に3つの設置を想定している。

⑤ 駐車場・駐輪場

各会場の想定駐車場・駐輪場は「計画図」を参照。

駐車場・駐輪場や周辺道路において、案内・誘導・注意喚起を目的とした看板等を設置すること。また、各駐車場・駐輪場の出入り口にはスタッフを配置し、来場者に対し案内・誘導・注意喚起等を行うこと。

⑥ 安全対策

周辺の既存街灯の設置状況等を加味し、来場者が安全に通行できるよう、駐車場・駐輪場や会場、周辺道路において事故や転倒等が生じない程度の明るさとなるようにすること。特にスロープや階段、凹凸等の転倒事故が発生する恐れの高い場所については、投光器等の光源を複数設置し、来場者の安全確保に十分に努めること。設置場所、設置数、設置照明等の仕様は、事業の実施計画に具体的に記載すること。ただし、発注者が確認し、来場者の安全の観点から追加で照明機器が必要と判断した場合は、両者協議の上、設置すること。

また、夜間に海辺で行うイベントであることを考慮し、来場者が観覧する際の安全を確保するために必要なスタッフを配置すること。

(3) イベント運営

① イベント内容

開催場所において、海・波・砂浜を活用し、イルミネーションや音楽、飲食等といった誘客力のあるコンテンツを用いて非日常的な空間を創出し、来場者が30分程度は滞在できるイベントを企画・運用すること。色や設備、イルミネーションや音響等による演出等は受託者の提案によるものとし、具体的な内容は発注者と協議の上、決定する。

特に、前項4(6)に記載のターゲットの満足度を高めるのに効果的な内容とし、SNS等で拡散効果が期待できるものを含むこと。

② イベントの巡回・監視

イベント開催時間は、来場者の安全を確保するため、会場及びその周辺の巡回・監

視を行うとともに、事故等が発生した場合は迅速な対応をとり、状況を随時発注者に報告すること。また発注者や関係機関等と連携した対応を行うこと。

③ スタッフ

スタッフの配置については、受託者が必要数を勘案し、事前に配置計画表を作成の上、発注者の了解を得ること。また、配置計画表では、統括責任者及び副責任者、指名すること。

スタッフは、来場者に対し、禁止行為等に対する直接的な指導、誘導、施設案内、注意事項の伝達・指導を行う。来場者の安全確保のため遵守する事項(注意喚起等を行う事項)については、事前に発注者の了解を得ること。

④ 警備

設備等の盗難対策のため、設営から撤去までの期間は開催時間内外を問わず、常時警備員を1名以上配置すること。

⑤ 危機管理対応

急病人や火災、天災等により非常事態が発生した場合に速やかに対応を行うこと。

⑥ トイレの管理

安心、安全、快適に利用できるよう、常に点検、清掃、消耗品の補充を行うこと。

⑦ その他

上記の他、イベントの運営に当然必要と考えられることを実施する。

(4) 出店手配・管理

① 会場内での飲食物の提供を行うため、キッチンカー等の手配・管理を行うこと。各会場において最低3店以上の出店を行うこと。ただし、出店に伴う諸手続きは出店者が行う。

② 出店者については、発注者と協議の上で選定すること。

③ 出店施設の費用は出店者の負担とし、販売やサービス提供による収入は出店者の収入とする。

④ 出店時間はイベント開催時間内を基本とするが、開催時間前後においても出店する場合は、発注者と事前に協議のうえ出店時間を決定すること。

⑤ 受託者は出店者から出店料等を徴収することができる。ただし、料金については発注者と協議の上で決定すること。

⑥ 出店者には、生産物賠償責任保険等、必要な保険への加入を義務付けること。

⑦ 受託者は、出店者と調整の上、出店者ごとに最低売上額を設定し、売上額を補填するよう、業務委託料の範囲において出店者に対し営業保証金を支払うこと。

(5) 無料シャトルバスの運行

前項4(2)に記載のやまやシーサイドパークの開催日においては、会場駐車場の不足が想定されるため、臨時駐車場と会場を往復する無料の臨時シャトルバスを運行する。

運行区間は、臨時駐車場から会場間の直通便のみとし、片道5km程度とする。

なお、臨時駐車場の詳細については、業務委託契約締結後に発注者が指示する。

① 運行計画

ア 運行経路、運行ダイヤ、乗客の乗降地点、案内看板の設置、従事者等の勤務管理、交通事故等の緊急事態の発生に備えた連絡体制の構築、その他シャトルバス運行のため必要となる事業計画を策定すること。また、計画策定のため必要となる関係機関等との協議や現地調査等を行うこと。

イ 業務マニュアルを作成すること。

② シャトルバス運行時間や仕様等

ア 運行時間：16:00～21:00(予定) ※開催時間の前後1時間を含む運行を想定。

イ 乗車定員：27人程度(1台あたり)

ウ バス台数：2台

③ 停留所及び案内看板等

ア 車両の停留所であることを示す標識を作成し、シャトルバス発着地点(2か所)に設置すること。

イ 停留所の付近に案内看板等を設置し、本事業におけるシャトルバスであることが一目でわかるような工夫を行うこと。

ウ 運行時間の終了後、標識や看板の撤去及び道路面等の原状復旧を行うこと。

④ 誘導員の配置

ア 各停留所に誘導員を1名ずつ配置する。

イ 誘導員は、本部や乗務員と適宜連絡をとり、乗客への案内・誘導・注意喚起等を行う。

ウ 必要に応じ乗客の介助等の配慮を行うこと。

⑤ その他

ア 乗務員は、始業前に点呼(疾病、疲労、飲酒の有無等)を受けること。

イ 運行に支障が無い範囲で必要に応じ、乗客の介助等の配慮を行うこと。

ウ 乗客への情報提供を分かりやすく正確に行うこと。

エ 交通事故等のトラブル発生時は、業務受託者(乗務員及び営業所職員等)が迅速かつ的確な対応をとり、状況を随時委託者に報告すること。併せて、交通事故発

生時には速やかに宮城県警察に通報すること。

(6) 広報

広報開始日は、イベント開催日の概ね1か月前とする。なお想定する広報手段は以下のとおりである。

① 広告物等制作(版下含む)

ポスター、チラシ等の広告物のデザイン・版下を制作すること。広告物の制作に関し、次の点に留意すること。

ア イベントコンセプトやイベント概要等について誰もが一目で分かる形で表現したデザイン構成、コピーであること。またエリア内のその他の場所や施設へ誘客につながる内容とすること。

イ 市内の方だけでなく市外からの観光客がさらに興味を持つようなデザイン、コピーであること。

ウ 人目を引くことはもちろん、口コミに繋がるオリジナリティあふれるデザイン、コピーであること。

② 広告物の作成・印刷

サイズ、部数、紙質、刷色等は、次のとおりとする。

ア チラシ

- ・サイズ：A4
- ・色数：4C×4C
- ・用紙：コート紙 四六判 90kg
- ・部数：10,000部
- ・納品先：80カ所

※DTPデータの制作含む

イ ポスター

- ・サイズ：B2
- ・色数：4C×0C
- ・用紙：コート紙 四六判 135kg
- ・部数：150部
- ・納品先：80カ所

※DTPデータの制作含む

③ ランディングページの制作

本事業のランディングページを開設すること。(令和6年度実施の「ぐるっと、海手 おでかけスタンプラリー」(<https://gurutto-uminote.com/odekake-stamprally/>)と同等の内容とすること)。

④ 令和6年2月1日に仙台市が公開したホームページ「せんだい海浜エリアナビ ぐるっと、海手」(<https://gurutto-uminote.com/>)と連携すること。連携手法としては、リンク掲載及びサイト内に本事業を告知するページの作成を想定しているため、リンク掲載やページ作成に必要な写真やイラスト等の素材データを提供すること。

⑤ その他広報に関する事項

前項4(6)に記載のターゲットに効果的な広報・宣伝を受託者の提案に基づき、発注者と協議の上実施すること。

(7) 案内看板及び啓発看板の作成・設置

① 会場及び駐車場・駐輪場、周辺道路等において、案内や注意喚起等を目的とした立て看板を製作、設置する。なお、掲示内容に関しては、発注者と協議の上決定する。

② 設置にあたっては、荒天時に転倒・移動することが無いよう、固定・ウェイトの設置等の対策を講じること。また、看板は夜間であることを加味した上で、視認性の高い工夫を施すこと。

③ 作成・設置数の想定は、各会場及びその周辺に下表のとおり。

会場	看板サイズ	数量(枚)
やまやシーサイドパーク	H1,400×W1,100	10
	H1,400×W550	11
深沼漁港海岸	H1,400×W1,100	11
	H1,400×W550	25

④ 板面の内容は、受託後に発注者が指示するものとし、直接印刷の有無は問わない。

⑤ 使用する看板については、レンタル品を可とし、所有権は発注者に帰属しない。また、会場間をまたいで使用しても構わないものとする。

⑥ イベントの終了後、看板の撤去及び道路面等の現況復旧を行うこと。

(8) 本事業に係る調査・分析

① アンケート等により来場者の反応を踏まえた事業効果を調査し、検証結果を報告すること。なお、来場者数の半数以上のアンケート回収を目標とし、アンケート内容や回収方法を提案すること。

② 来場者数及び駐車場利用台数を把握し、記録すること。なお、来場者数の把握方法

は一般的な観測方法を用いた推計値で構わない。

- ③ 上記①②から、来場者の属性や指向等の分析を行い、次年度以降に当該イベントを実施するにあたっての課題や改善策を提示すること。また、その他海浜エリアの誘客や認知度向上に資する有効的な施策の提案を行うこと。

(9) 成果品

① 実績報告書

事業終了後に、実績報告書を提出すること。報告書には前項 5 (8) に挙げた事項の他、人員配置、出店状況(出店者、出店内容、収入額)、設置した資機材とその配置、事故等の対応状況等を記載すること。

② 本事業にて取得・作成したデータ・書類等一式

7 委託業務内容に係る要件

(1) 企画立案に係る要件

- ① 海浜エリアの特性や魅力を踏まえたイベントタイトル及びイベントコンセプトを提案すること。なお、イベントタイトルは両会場で統一のものとするが、イベントコンセプトは各会場の地理的特性や歴史的特性等を考慮した上で、話題性や誘客に効果的なものとなるよう会場ごとに提案し、発注者と協議の上決定する。
- ② 会場周辺施設の来場者及び売上の増加に資するよう、業務委託料の範囲内で特典や連携手法等を提案し、発注者と協議の上実施する。

(2) 会場演出等に係る要件

- ① 海浜エリアを PR する要素を取り入れ、本市や他自治体との類似イベントと差別化を図ること。
- ② 市民だけでなく市外からの観光客等の来訪動機となるような新規性と話題性のある演出とし、特に前項 4 (6) に記載のターゲットに効果的な内容を提案すること。
- ③ 演出等にあたっては著作権等に留意すること。
- ④ 周辺景観や環境を把握したうえで、会場ごとに空間全体の統一感を意識すること。
- ⑤ 会場設備等の維持管理に努め、実施期間中は定期メンテナンスを行うこと。
- ⑥ 火を用いた演出については禁止とする。
- ⑦ 音響を活用する場合は、音楽や音量については、周辺施設等に配慮したものであること。ただし、音源の使用、イベント用音楽の作成及び生演奏に係る費用については業務委託料に含む。

(3) 会場計画・設備に関する要件

- ① 会場には電源設備がないため、仮設電源の引き込み及び仮設発電機を設置することで必要箇所へ供給すること。なお、電源設備の設置に当たり、養生やウエイト等による転倒防止策を施すこと。設備の設置費用及び電気料金については、業務委託料に含むものとする。
- ② 資機材の搬出入方法、安全対策、資機材の設営・撤去、その他実施に必要な事項は、発注者と十分協議し、指示に従うものとする。
- ③ 開催場所での降雨・強風・潮風対策（展示物、資材等）を施すこと。
- ④ 各回の開催時間までに会場内の美化清掃、来場者動線(階段等。砂浜は除く)における砂の除去等を行うこと。また、ごみの廃棄処理については本市の規定に則するものとし、業務委託料に含むものとする。
- ⑤ 会場及び駐車場、周辺道路等で工作物を設置する際は、占用許可・使用許可に基づく条件を遵守すること。
- ⑥ その他の禁止事項については、本市条例及び規則並びに関連する法令に基づくものとする。
- ⑦ 同会場で別のイベント事業が実施される場合、当該イベント事業に支障が出ないよう会場準備・撤去については発注者の求めに応じ、柔軟に対応すること。
- ⑧ 事業終了後、設置跡等については原状復旧を行うこと。

(4) 警備・案内誘導、安全対策業務に係る要件

災害時の避難誘導計画を立案すること。なお、計画作成にあたっては、発注者と協議・調整、現地調査を行い、災害発生時の避難誘導や情報伝達方法等の緊急対策を十分に考慮し作成すること。

(5) その他の要件等

- ① 会場等の占有や使用許可、その他関係機関・団体との協議・調整は発注者が行うものとするが、発注者の求めに応じ、現場の立ち合いや協議への同行、資料の作成、助言を行うこと。
- ② 本事業において調達する資機材や電球等の財産権は、受託者に帰属する。
- ③ 損害のために生じた経費の負担
 - ア 業務の実施に際し、受託者の故意又は過失による賠償責任（第三者に損害を及ぼした損害を含む）は受託者が負うものとする。
 - イ 業務の実施に際して事故等が発生した場合は、受託者の故意又は過失の有無、相手方が特定できないもの等、その如何によらず、受託者として責任を持って対応することとし、原因や相手方が特定できない損害（第三者に及ぼした損害を含む）の負担については、市と受託者における役割や業務分担、関与の程度等を踏まえた上

で、協議によるものとする。

ウ 業務で使用する全ての設備について、想定される事故や災害に備えて保険に加入すること。また、設備の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて保険に加入すること。

エ 海辺におけるイベントであることから、防水・防塵性能を考慮した設備を選定すること。

- ④ 台風、豪雨その他天災等により、イベントの実施が困難と発注者が判断した場合、業務を縮小し、又は中止する場合がある。この場合において、資機材の確保及び運搬等に要した費用負担は、発注者と受託者が協議して決定するものとする。

8 その他

(1) 機密保護

市が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しない。また、本業務に関連する個人情報は、使用後速やかに処分する。

(3) 打ち合わせ及び連絡調整

仕様の確認等を行うため、本業務の履行期間内は最低でも 1 か月ごとに発注者と打ち合わせを行うこと。

(4) 著作権に関する事項

受託者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受託者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

発注者は成果物の著作権の該当の有無にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行う。

- (5) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受託者で協議の上決定する。